

令和3年12月以降の豪雪の影響により倒壊した農業用パイプハウスについて、罹災証明書の申請を受け付けします

## ◎罹災証明書の申請について

### ○対象施設

- ・ 令和3年12月以降の豪雪の影響により倒壊したパイプハウス

### ○受付場所及び期間

- ・ 場所：東北町役場分庁舎2階 農林水産課  
(3/22以降はコミセン2階)  
本庁舎1階 農林水産課分室
- ・ 期間：令和4年3月10日から  
令和4年6月30日まで

### ○申請時持参物

- ・ 印鑑
- ・ 写真（前面、側面、パイプハウスの中がわかる写真）

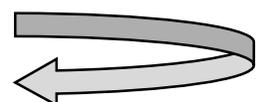
### ○その他

- ・ 罹災証明書の交付を受けた対象施設については、最終処分場への搬入が可能となります

### ○問い合わせ先

- ・ 罹災証明書の申請関係  
農林水産課 農業振興係 TEL0176-56-4384（直通）

※搬入に係る詳細については裏面のとおり



## ◎ 最終処分場への搬入について

### ○対象施設

- ・ 罹災証明書の交付を受けたパイプハウスの部材（金物のみ）  
搬入する部材は2 m以下に切断する  
※ビニール及び上記以外のものは対象外

### ○受け入れ期間

- ・ 令和4年4月1日から令和4年7月31日まで  
搬入は平日のみ 8：15～16：30まで

### ○搬入の手続きについて

- ・ 搬入の流れ（罹災証明書及び印鑑を持参）
  - ①中部上北清掃センターで受付け（減免申請）
  - ②最終処分場へ搬入

※搬入は、本人または家族に限ります

また、本人確認のため免許証等の提示をお願いします

### ○問い合わせ先

- ・ 最終処分場への搬入関係  
中部上北清掃センター TEL0175-63-2336  
中部上北最終処分場 TEL0175-63-4429